

2026 年度前期

# 授業料免除及び徴収猶予 申請要項

## 目 次

I. はじめに	・・・P.2
II. 申請対象者	・・・P.3
III. 申請の受付	・・・P.5
IV. 申請書類	・・・P.5
V. 選考結果	・・・P.6
VI. 授業料の納付について	・・・P.7
VII. 免除申請に係る Q&A	・・・P.7
VIII. その他	・・・P.8

## 1. はじめに

授業料免除及び徴収猶予は、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められた者で、授業料の免除を希望する者について、選考の上、全額又は一部の額が免除される制度です。

申請は前期分と後期分それぞれに行う必要があります。

ご提供いただいた情報については、奈良女子大学授業料免除等業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

### ～必ずお読みください～

#### 【重要事項】

- **本申請要項は日本人大学院生が対象です。留学生は、適用される授業料免除制度が異なりますので、ご注意ください。**
- 申請受付期間を過ぎた申請は一切認めません。
- 指定された期日までに必要書類が提出されない場合、免除及び徴収猶予については、書類不備による「不許可」とします。
- 選考期間中に書類不備や確認が必要な事項が見つかった場合は、申請受付後でも追加の書類を求めたり、事実を確認したりすることがあります。学生生活課から連絡があった場合は速やかに対応してください。
- 申請書類に事実と異なる記載をした場合や、実際にあった収入を申告していないことが判明した場合は許可された免除等を取り消すことがあります。近年、所得に関する申告漏れが目立ちますので、正確に記載・申告をするようお願いします。
- 申請後、授業料の納付に関する通知が届くことがありますが、**免除等申請者は選考結果が通知されるまで徴収が猶予されますので、授業料は納付しないでください。**

## II. 申請対象者

日本人大学院生のうち、休学期間を除く在学期間が標準修業年限内の者が対象です。なお、長期履修生については、長期履修を認められた期間中は標準修業年限内として取り扱います。

申請する学期において全期間在学する者で、次のいずれかに該当する者が申請可能です。（申請する学期の途中で休学、退学を予定している者は申請できません。）

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者（本学が定める「学力基準」及び「家計基準」を基に選考します。）
- ② 申請前6か月以内（新入生については入学前1年以内）において、生計維持者（原則として学生の父母）が死亡し、又は本人もしくは生計維持者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者（本学が定める「家計基準」を基に選考します。）

### 【2026年度前期分授業料免除の場合】

申請前6か月以内： 2025年10月1日から2026年3月31日まで

入学前1年以内： 2025年4月1日から2026年3月31日まで

### 1. 学力基準・・・以下の「学力基準」を満たす者を学業優秀とします。

課程	年次	基準
博士前期課程 ・修士課程	1回生	大学における学業成績の学力平均値が1.95以上の者
	2回生	前年次の学業成績の学力平均値が1.95以上の者
博士後期課程	1回生	大学院博士前期課程（修士課程を含む）における学業成績の学力平均値が1.95以上の者
	2回生以上	前年次までの学業成績の学力平均値が1.95以上の者

#### 【注意事項】

1. 学力平均値とは、S・Aの修得単位数×3、Bの修得単位数×2、Cの修得単位数×1として換算した値の合計を総取得単位数で割った平均値（小数点第3位切り捨て）のことをいいます。（GPAとは異なります。）
2. 卒業に要する科目以外の単位数は含みません。
3. 一人親世帯、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高い特別の事情のある者についての学力基準は、学業成績の学力平均値が1.75以上の者とします。

### 2. 家計基準

申請者の生計維持者の前年1年間の収入等が概ね上限目安表の金額を超えないこと。ただし、年収が目安を超えている場合でも、一人親世帯であったり、世帯に就学者（兄弟や姉妹）・障害者がいる等の家庭状況によって免除となる場合があります。

#### 【上限目安表】

世帯人数	博士前期課程・修士課程・博士後期課程			
	自宅		自宅外	
	給与	給与以外	給与	給与以外
1人	338万円	175万円		
2人	452万円	255万円	515万円	299万円
3人	500万円	288万円	562万円	332万円
4人	530万円	309万円	592万円	353万円
5人	561万円	331万円	624万円	375万円

### 【「給与」・「給与以外」について】

・「給与」とは以下のものをいいます。

給与：俸給、給与、賃金、役員報酬、歳費、賞与、専従者給与 等  
年金：老齢年金、企業年金、共済年金、恩給 等

・「給与以外」とは以下のものをいいます。

自営業：農業・商業・工業・林業及び水産業所得、開業医・弁護士・著作業・公認会計士・外交員・大工・左官などの職業による所得 等  
その他：家賃・地代収入、一時所得（退職金、保険金、資産譲渡による所得、山林所得等）、利子や株の配当、給付型奨学金、SGC-NEXUSの研究奨励費 等

### 【生計維持者について】

学生等の「生計を維持する者」に該当する者については、以下を参考にしてください。

1. 父母がいる場合 …… 収入の有無等を問わず、父母共に生計維持者となる。

ひとり親の場合は、父又は母が生計維持者となる。

※ 父が単身赴任（海外への赴任含む）をしている場合や学生本人が実家を離れて生活している場合など、生活を共にしていなくても、生計維持者は原則として父母となる。

※ 父母が離婚調停中の場合、原則として父母ともに生計維持者となるが、一方と同一生計であると認められない事由があれば、どちらか1名が生計維持者となる。

※ 父母が離婚し、父（又は母）とその再婚相手と共に生活している場合、養子縁組を行っていない場合でも、生計維持者は父（又は母）とその配偶者となる。ただし、学生本人がその配偶者と養子縁組を行っていない場合の「親権者」は、父（又は母）の1人となる。

2. 父母がいない場合 …… 父母に代わって生計を維持している者がいる場合は、その者が生計維持者となる（学費や生活費を支援している叔父等）。該当者がいない場合は、学生等本人が生計維持者となる。

※ 父母以外を生計維持者とする場合には、生計維持者は該当する1名となる。

3. 社会的養護を必要とする者 …… 父母の有無を問わず、学生等本人が生計維持者となる。

### 【独立生計者について】

日本人大学院生のうち以下の要件を全て満たしている者については、独立生計者として申請することができます。独立生計者として認定された場合、父母等の収入ではなく独立生計として申告された世帯における収入で判断します。

- ① 所得税法上、父母等（配偶者を除く）の扶養家族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 健康保険において、本人又は配偶者が被保険者になっている者
- ④ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行される者

### III. 申請の受付

申請書及び該当する書類を準備の上、以下の期間内に申請してください。なお、特別な事情で期間内に申請できない場合は、学生生活課学生支援係へご相談ください。

	申請受付期間	受付時間	受付会場
前期分	4月10日(金)、13日(月)、14日(火)	10:30~13:00 14:30~16:30	大学会館3階 小集会室

※ 混雑しているときは、30分以上お待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

※ 窓口受付とあわせて、郵便での受付も行います。(上記申請受付期間内に必着のこと。)

郵送の場合は封筒の表に「授業料免除申請」と朱書きし、発送後に申請書類を発送したことを学生生活課へメールでお知らせください。メールの件名は「授業料免除申請」とし、本文に学籍番号と所属と氏名を明記願います。

書類到着後、受付番号をメールに返信してお知らせします。なお、返信にはお時間をいただきますのでご了承ください。(概ね書類到着後2日以内に返信します。)

◎ 送付先： 〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学 学生生活課学生支援係 宛  
メール送信先： syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp

#### 【注意事項】

1. いかなる理由があっても、申請受付期間を過ぎての申請は受理しません。
2. やむを得ず申請受付期間中に提出できない必要書類は、申請時に理由を含め、その旨申し出てください。また、申請受付時に指定された提出期日までに提出してください。指定された提出期日までに必要書類が提出されない場合、書類不備による「不許可」となりますので、ご注意ください。
3. 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除等決定後であっても免除等の許可を取り消し、授業料を納付していただきます。
4. 選考期間中に書類不備や確認が必要な事項が見つかった場合は、申請受付後でも追加の書類を求めたり事実確認をしたりすることがあります。学生生活課から連絡があった場合は、速やかに対応してください。最近、留守番電話サービスに接続されない電話が多く見受けられ、連絡がとりにくくなっています。学生支援係の電話番号を登録し、不在着信にお気づきの際は折り返しお電話くださいますようお願いいたします。

学生生活課学生支援係電話番号： 0742 - 20 - 3550 ・ 3258

### IV. 申請書類

#### 1. 申請様式

申請様式については大学 HP に掲載しています。「必要書類チェックリスト」を参照の上、必要な書類を各自でダウンロードし提出してください。

#### 【注意事項】

・各様式の記入例を必ず確認の上、記入誤りや記入漏れ等のないように注意してください。

- ・記入の際は黒のボールペンを使用し、訂正する場合は修正液を使わず、二重線をひき訂正箇所に訂正印を押印してください。
- ・各期で様式が変更となる場合がありますので、必ず申請する学期の様式を使用してください。
- ・Excel 版や Word 版に入力して作成する場合は以下の点に注意してください。
  - ①「署名」もしくは「自署」と指定されている部分は、入力せず、印刷の上、自筆で署名すること
  - ②該当する部分に○をつけたり、チェックボックスに印をつけたりする箇所に記入漏れがないようにすること
  - ③シートの大きさ等を変えないように作成すること

#### 【入手先】

<https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/graduate/>

(大学 HP(トップページ) → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除)  
から印刷してください。



## 2. 各種証明書類

- ・収入に関する書類等は、当該書類の日付を確認した上で最新の状況がわかるものを提出してください。
- ・はがきのコピー等を提出する場合は、受給者の氏名を確認しますので、**宛名がわかるようにコピー**してください。
- ・市町村発行の書類については、**マイナンバーの記載がないもの**を提出してください。

## 3. その他

- ・A4 サイズより小さい書類を提出する場合は、A4 サイズにコピーするか、A4 用紙に貼り付けて提出してください。

# V. 選考結果

## 1. 結果通知の方法

申請時に結果通知送付先として希望された住所宛てに郵送します。また、全額免除が許可された方には、メールでお知らせする場合があります。住所変更等があった場合には速やかに学生生活課学生支援係に届け出るとともに、学務課でも住所変更の手続きをしてください。なお、結果通知を発送しましたら、その旨を HP もしくは掲示板等でお知らせします。

## 2. 結果通知の時期

前期分：6月下旬～7月上旬（予定）

※ お知らせから1週間経っても指定した住所に届かない場合は、学生生活課学生支援係まで申し出てください。

## 3. 選考結果

- ・選考は学期（前期・後期）ごとに行います。それぞれで選考結果が異なる場合があります。
- ・免除可能な予算額が限られているため、必ずしも許可されるとは限りません。
- ・提出期日までに証明書等の必要書類が提出されていない場合、書類不備による「不許可」とします。
- ・制度の変更に伴って、授業料免除額が従来から変更になる場合がありますのでご留意ください。

## VI. 授業料の納付について

申請後、選考結果が通知されるまでは徴収が猶予されますので授業料は納付しないでください。

なお、経済的理由により授業料免除の申請を行う者については、原則として授業料徴収猶予に関する審査もあわせて行います。徴収猶予が許可された場合、2026年8月末日まで授業料の支払いが猶予されます。徴収猶予に関する審査を希望しない場合は、申請書の該当欄にチェックを記入してください。

選考の結果、全額免除を許可されなかった場合、結果通知とあわせて案内される方法により、大学が定める日までに納入してください。

## VII. 免除申請に係る Q & A

例年よく質問があるものについてまとめています。

何かわからないことがある場合は、下記の Q & A を確認してみてください。

それでもわからない場合は、P8 に記載の〔問い合わせ先〕にご連絡ください。

Q1. 申請書類はどこでもらえますか？	A1. 申請書類については大学の HP より各自でダウンロードし、印刷してください。 〔掲載場所〕 大学 HP → 学生生活 → 奨学援助 ▶ 入学料免除・授業料免除
Q2. 申請期間中にどうしても大学に行けない場合はどうすればいいですか？	A2. 会場での受付とあわせて、郵送での受付を行います。いずれの方法でも必ず申請期間内に提出してください。
Q3. 所属によって日程が決まっていますか？	A3. 受付期間中であれば、いつ申請をしても構いません。
Q4. 受付会場での待ち時間はどれくらいですか？	A4. 時間帯にもよりますが、例年の状況からお昼休みや受付終了間際の時間帯は混雑する可能性があります。状況により 30 分以上お待ちいただくこともありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
Q5. 万が一申請期間に間に合わなかった場合はどうなりますか？	A5. いかなる事情でも一切受付いたしませんので、ご注意ください。
Q6. 申請期間までにすべての必要書類が揃わない場合はどうしたらいいですか？	A6. 本来は必要書類がすべて揃っているのが理想ですが、どうしても間に合わない場合は、書類が整っていない状態で構いませんので、申請期間中に必ず申請をしてください。不足の書類があることを受付時に申し出いただき、その際に指定される提出期日までに残りの書類を提出してください。



Q7. 家計基準(P3)を超えている場合でも申請できますか？	A7. 記載している家計基準はあくまでも目安で、これを超えていても免除が認められる場合があります。申請は可能ですので、ご自分で判断できない場合は、一度申請してみることをお勧めします。
Q8. 祖父母と同居していますが、生計は別で立っています。その場合は祖父母の証明書類等も必要でしょうか？	A8. 祖父母と同居していても、父母（又はどちらか）がおり、父母（又はどちらか）が生計維持者であれば、祖父母の収入に関する証明書類等を提出する必要はありません。
Q9. 私はアルバイトをしています。その場合、収入に関する証明書を提出する必要がありますか？	A9. <u>独立生計者として申請される大学院生は、本人の収入に関する書類が必要です。</u> それ以外の場合、本人は「就学者」に該当するため収入に関する証明書は不要です。
Q10. 奨学金等を受給している場合、受給金額は収入に含めますか？	A10. 独立生計者として申請される大学院生が給付奨学金を受給している場合、収入に含めます。また、次世代研究者挑戦的研究プログラム事業の「SGC-NEXUS プロジェクト」の採用者は、独立生計者でなくても、収入に含めます。
Q11. 〔様式 1〕の ○収入に関する事項 の家族の収入について記入の仕方がよくわかりません。	A11. 職員のほうで記入をしますので、わからなければ続柄及び氏名の欄だけを埋めて提出して頂いても構いません。

## VIII. その他

- ・要項をよく読んで、余裕を持って申請書類の準備をしてください。
- ・何かわからないことがあれば、下記に記載の〔問い合わせ先〕までご連絡ください。
  - ※ 平日の 9：00～17：00 の間でお問い合わせください（土日祝休業）。
  - ※ 申請受付期間中は、担当者が申請受付会場にいるため、電話でのお問合せにその場でお答えすることができません。質問等がある場合には受付時間をさけてお電話いただくか、受付会場（大学会館 3 F 小集会室）までお越しください。

### 〔問い合わせ先〕

奈良女子大学

学生生活課学生支援係（F 棟 1 階）

TEL：0742-20-3550 ・ 0742-20-3258

Mail：[syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp](mailto:syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp)